広報 かまいし 2019 7 15 No.1716
発行 釜石市
編集 広聴広報課

7月から蛍光管・乾電池などの回収拠点が増えます

家庭から排出される蛍光管や乾電池などの水銀使用廃製品を４月から市環境課、各地区生活応援センターで分別拠点回収しています。７月から次の市内電気店でも回収していますので、ご利用ください。

■回収店舗【岩手県電機商業組合釜石支部加盟店】

店舗名	所在地	電話番号
中妻電気商会	中妻町１-20-23	23-5825
㈲東電	只越町３-８-16	55-4747
EMSアライ	只越町３-４-13	22-5247
㈲サウンドリアス	只越町３-８-10	22-1068
㈲ドクターヒューズマン岩手釜石店	上中島町１-１-33	21-1170
ウインベルうちかわ	唐丹町字小白浜50	55-2655
ヨーカ電器	小佐野町１-５-34	23-9387
㈲ダイワ	中妻町１-４-６	23-7811
㈲電化プラザカネヨシ	中妻町１-15-15	25-2461
ウインベルホームデンキ	小佐野町３-１-246	25-0546
家電のえいでんしゃ	鵜住居町13-93-３	28-3511

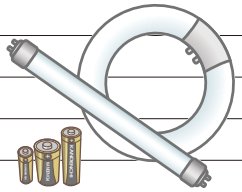

●**受付時間**　各店舗の営業日、営業時間内（詳細は各店舗にお問い合わせください）
●**分別回収する製品**　市内の家庭から排出される水銀使用廃製品（蛍光管、乾電池、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計など）
●**回収方法**　従業員に直接お渡しください
※事業所や商店から排出される水銀使用廃製品は産業廃棄物です。上の回収店舗には出すことができませんので、事業者の責任において適正に処分してください
※市環境課、各地区生活応援センターの分別拠点回収も継続します

問い合わせ　市環境課 リサイクル推進係 ☎27-8453

リデュース リユース リサイクル
リデュース➡ごみの量を減らそう
リユース➡繰り返し使おう
リサイクル➡資源として活かそう

みんなでごみ減量にトライ！ ①

問い合わせ　市環境課 リサイクル推進係　☎27-8453

不法投棄は犯罪です！

廃棄物を山林や海岸付近などに安易に不法投棄する事例が後を絶ちません。

不法投棄とは、みだりに廃棄物を投棄する行為のことです。ポイ捨ても不法投棄に該当します。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第16条により禁止されており、違反すると最高で５年以下の懲役もしくは、１０００万円以下の罰金（法人の場合は３億円）が科せられます。

「不法投棄を発見した」「不法投棄を目撃した」ときは市環境課または釜石警察署（☎25-０１１０）までご連絡ください。

土地・建物を所有・管理する人は、その場所の清潔を保ち、不法投棄をされないように適切な管理をお願いします。

地域の環境や景観を守り、世界各地から訪れるラグビーワールドカップ２０１９™日本大会の来訪者を「きれいなまち釜石」でお迎えするためにも、市民の皆さんのご協力をお願いします。

※過去に不法投棄があった場所や不法投棄が絶えない場所などについては、監視カメラや警告看板の設置を行い、警察・県・市でパトロールを強化しています

※市内でも不法投棄で検挙された事案があります

4月に行った不法投棄の回収作業

不法投棄されたごみ

〒026-8686 釜石市只越町３-９-13 ☎22-2111 FAX 22-2686
ホームページ http://www.city.kamaishi.iwate.jp/